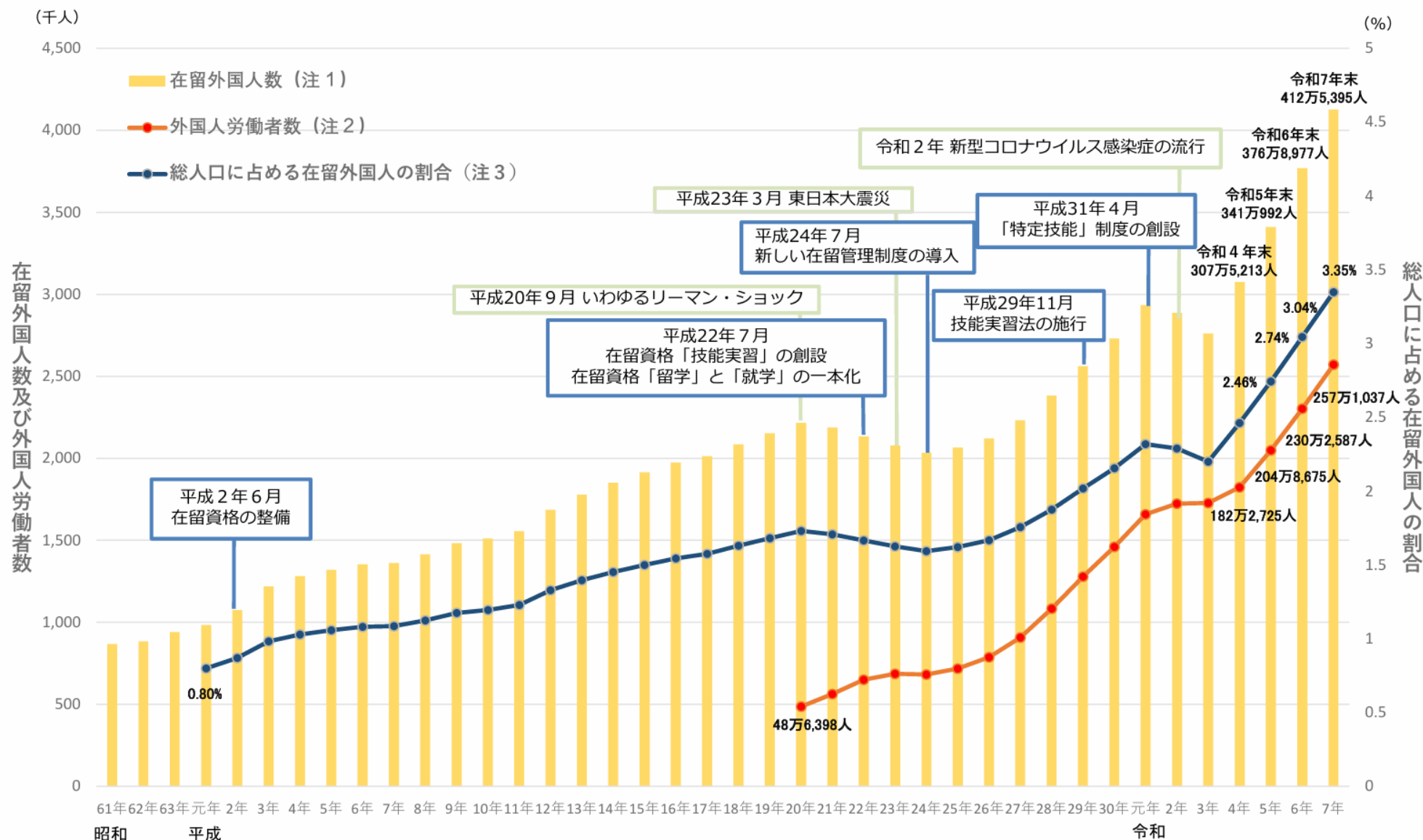


外国人の受入れをめぐる現状（在留外国人数及び外国人労働者数の推移）

資料4



（注1）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。

（注2）厚生労働省『『外国人雇用状況』の届出状況まとめ』（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月1日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示している。）。

（注3）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生
育成就労	育成就労産業分野（注２）の各業務従事者

（注１）介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（令和８年１月２３日閣議決定）※物流倉庫、資源循環の受入れは、上乗せ基準告示の公布・施行後、準備が整い次第、開始される予定です。資源循環の上乗せ基準告示の公布・施行時期は現在調整中ですが、公布・施行された際には、入管庁ＨＰでお知らせいたします。

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注３）

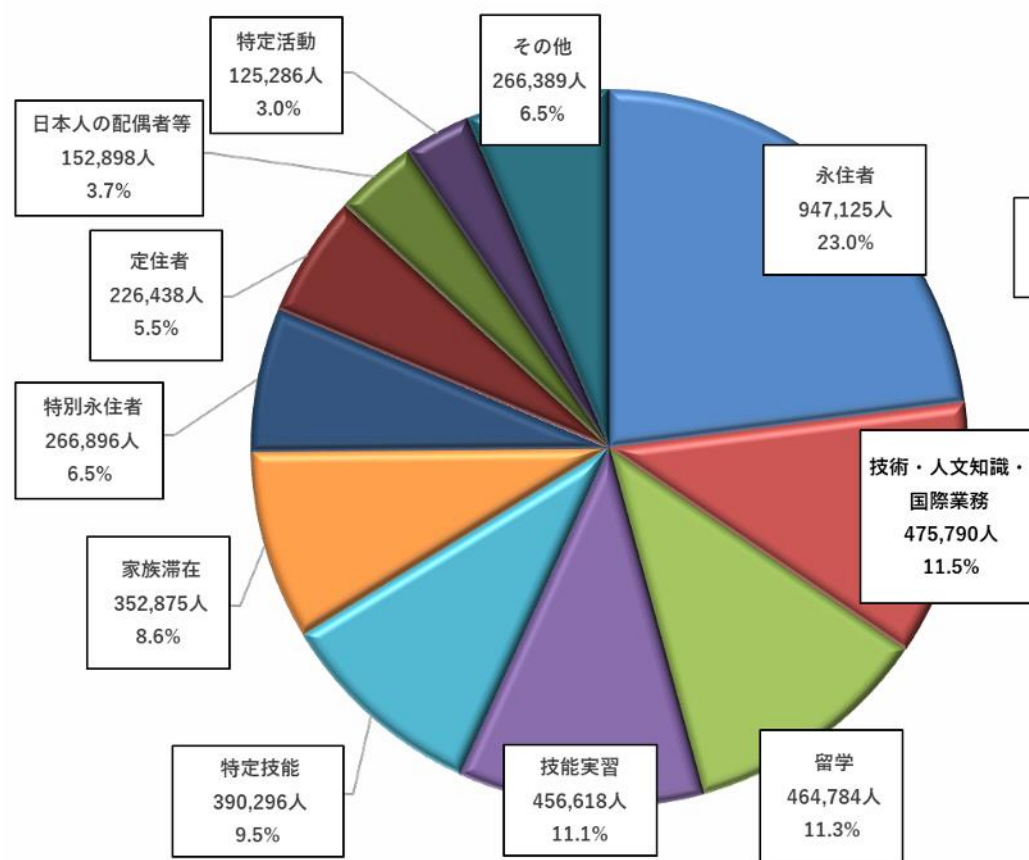
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）（注１）の特定産業分野から、自動車運送業及び航空を除いたもの。
令和９年４月１日運用開始

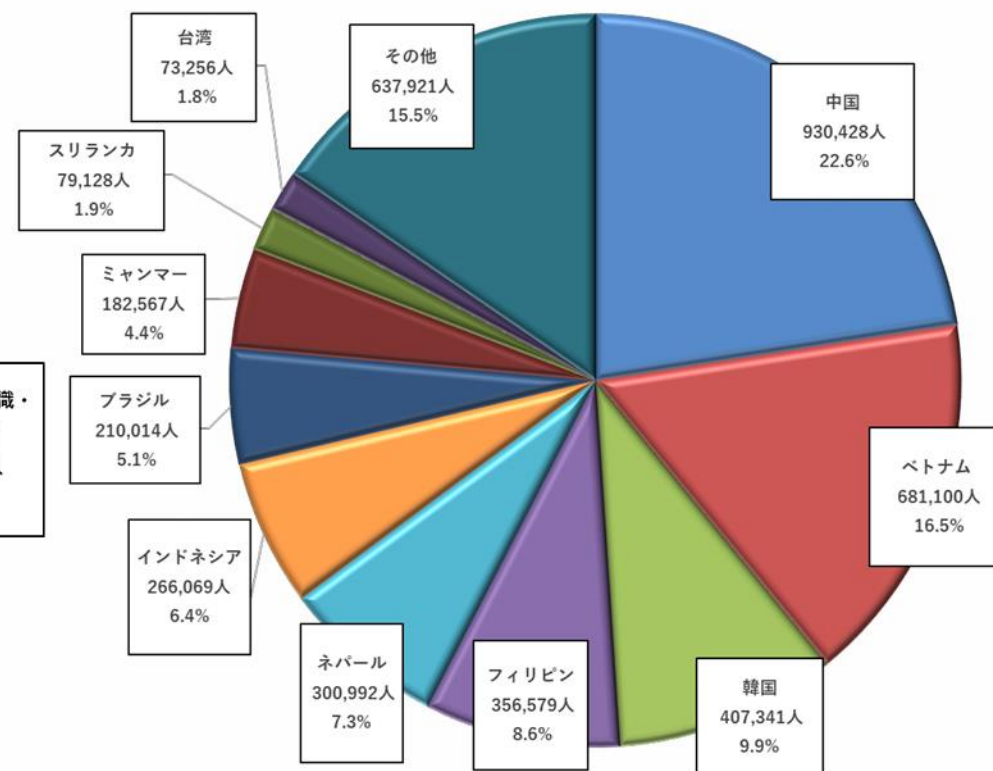
（注３）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数（総数） 412万5,395人

在留資格別



国籍・地域別



外国人の受入れをめぐる現状（外国人労働者数の内訳）

資料4

(万人)

300

250

200

150

100

50

0

- ①身分に基づき在留する者
- ②就労目的で在留が認められる者
- ③特定活動
- ④技能実習
- ⑤資格外活動

257万1,037人

108万3,769人

48万6,398人

平成20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 27年 28年 29年 30年 令和元年 2年 3年 4年 5年 6年 7年

厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づく集計（各年10月末現在の統計）

①身分に基づき在留する者 約64.6万人(25.1%)
 「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等
 これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約86.6万人(33.7%)
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 (「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」等)
 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約11.1万人(4.3%)
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー等)
 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約49.9万人(19.4%)
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約44.9万人(17.5%)
 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

専門的・技術的
分野の外国人



積極的に受入れ

- 我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（平成11年8月13日閣議決定））
- 我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要がある、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（平成31年4月法務省））

上記以外の
分野の外国人



様々な検討を要する

- 我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（平成11年8月13日閣議決定））
- 専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。（出入国在留管理基本計画（平成31年4月法務省））